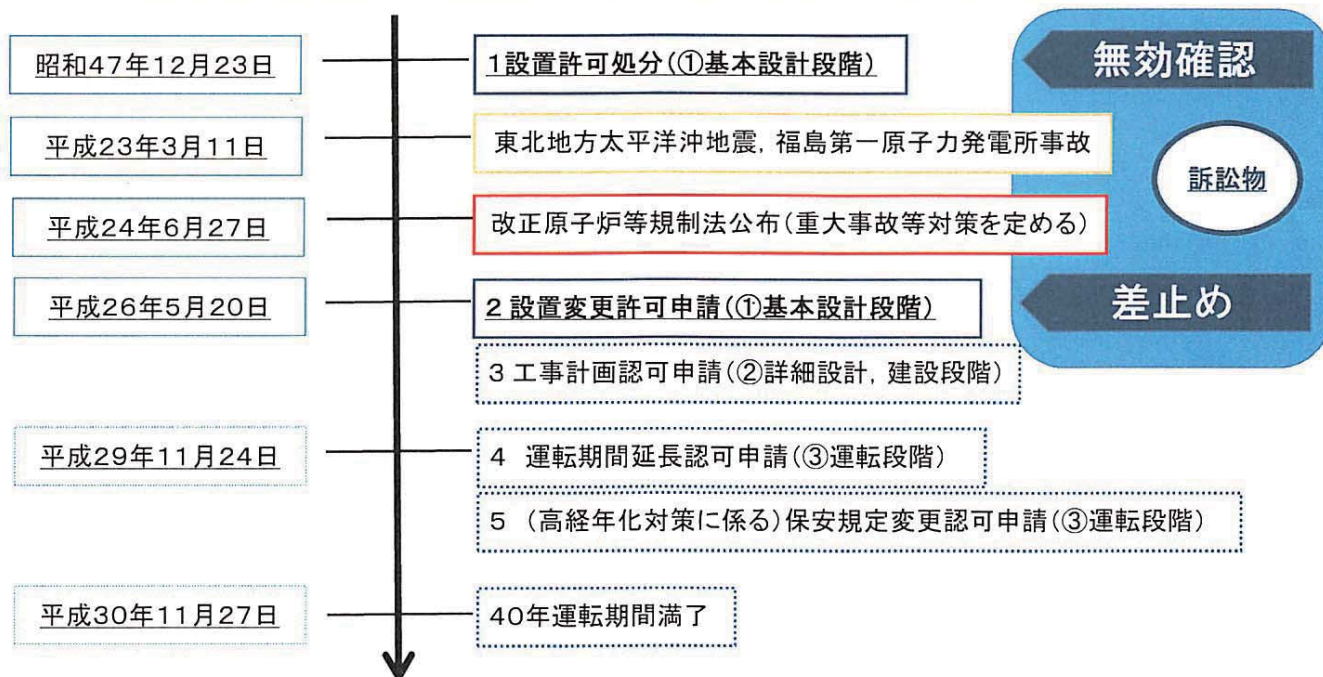


# 2018/5/18 進行協議に提出された国側プレゼン

## 事案の概要・・・東海第二発電所における申請等の状況

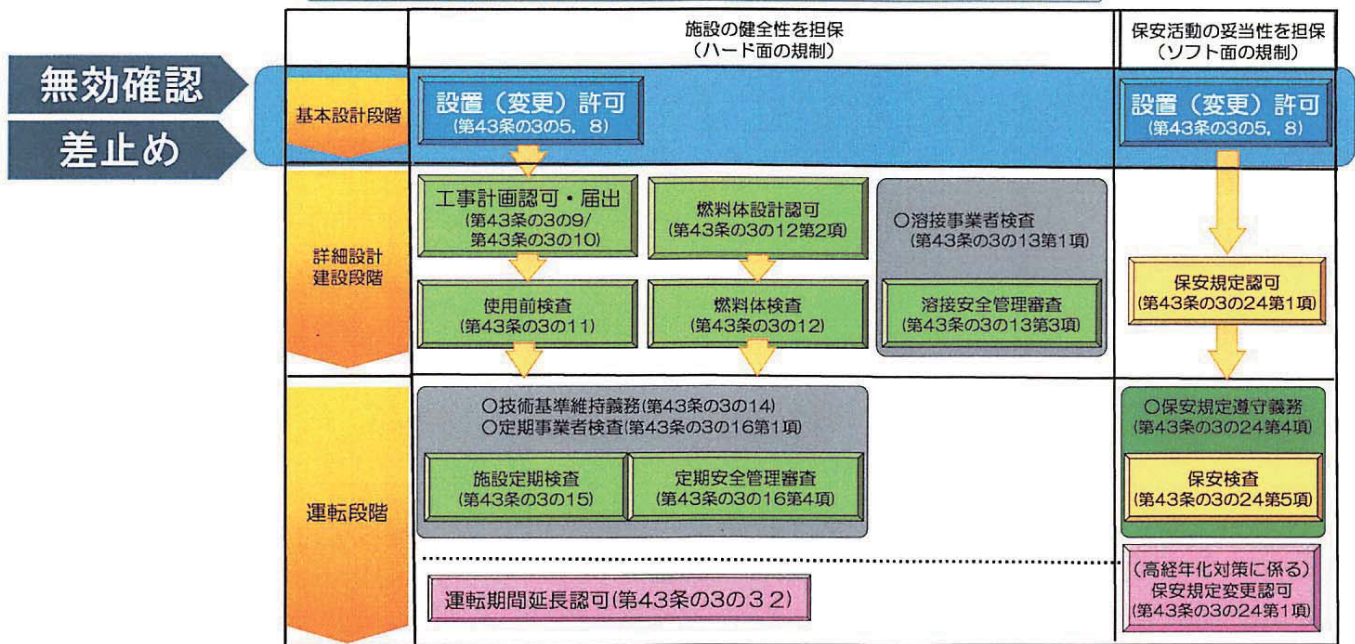


## 本日, お話しする内容

- 1 本件の審理の対象
  - 段階的規制の考え方
  - 基本設計の安全性に関わる事項のみを対象とすること(伊方最高裁判決)
- 2 基本設計に関する審査基準及び審査の合理性の判断方法
  - 具体的審査基準に不合理な点があるか
  - 基準適合性審査に看過し難い過誤, 欠落があるかどうか
- 3 地震に係る規制基準の合理性の要点
- 4 津波に係る規制基準の合理性の要点

# 発電用原子炉の段階的安全規制の体系

【第1準備書面・14ないし16ページ, 第6準備書面・8及び9ページ】



# 伊方最高裁判決が判示する審査の対象

【第1準備書面・14及び15ページ】

【参照:平成4年10月29日 伊方原子力発電所最高裁判決】

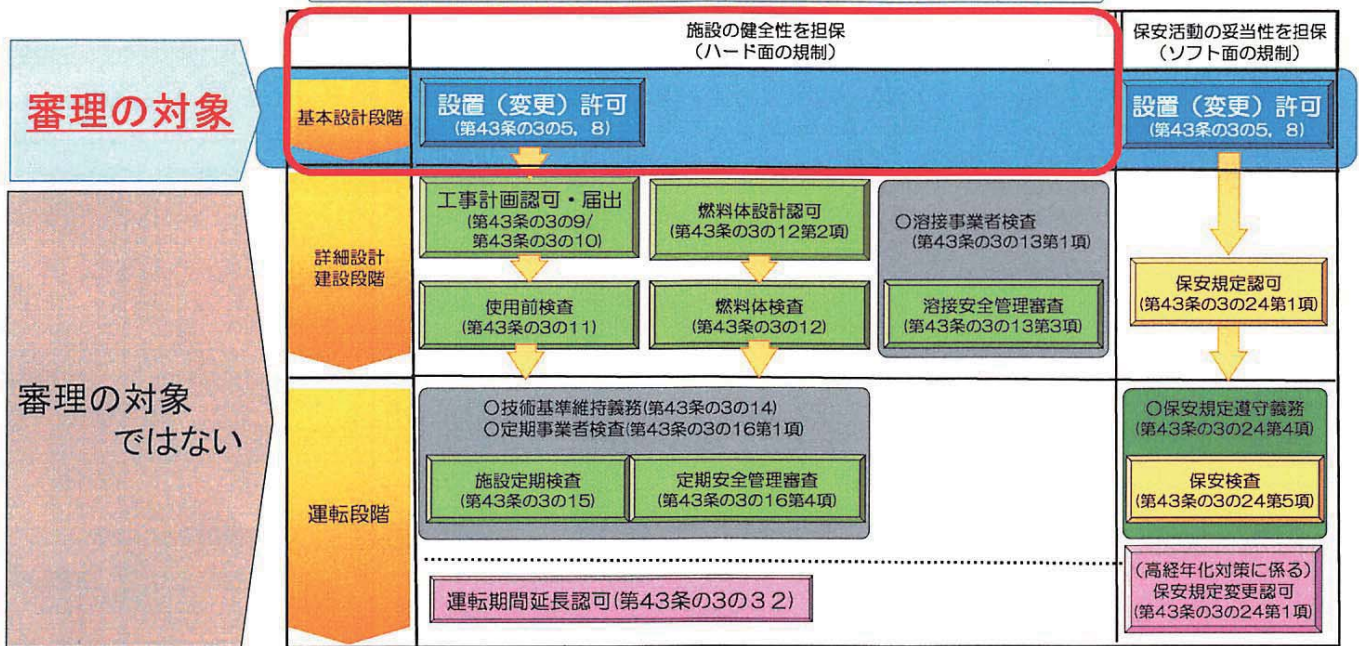
「規制が段階的に行われることとされている」とした上で、「原子炉の設置許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計方針のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解するべき」であり、「原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その**基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象**とするものと解するのが相当である。」



審理の対象は、「基本設計の安全性にかかわる事項のみ」

# 発電用原子炉の段階的安全規制の体系と審理の対象

【第1準備書面・14ないし16ページ、第6準備書面・8及び9ページ】



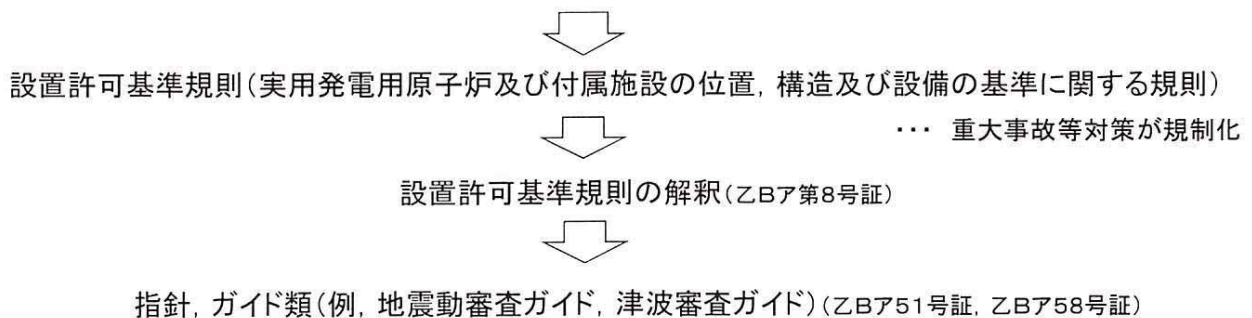
## 設置(変更)許可に関する各規則等の位置づけ(4号要件)

【第6準備書面・19ないし21ページ】

【原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)】

第四十三条の三の六・・・許可の基準

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。



## 設置(変更)許可処分に関する司法審査の在り方

【第1準備書面・20ないし25ページ】

【参照:平成4年10月29日 伊方原子力発電所最高裁判決】

- 原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理, 判断は, 原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の**専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われる**べき
- **現在の科学技術水準に照らし**, 右調査審議において用いられた**具体的審査基準に不合理な点があり**, あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の**調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があり**, 被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には, **被告行政庁の右判断に不合理な点がある**ものとして, 右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。



行政庁の専門技術的裁量を前提に

- ① **具体的審査基準に不合理な点があるか**
- ② **基準適合性審査に看過し難い過誤, 欠落があるかどうか**

## 地震に関する規制基準の合理性(設置許可基準規則4条・39条)

【第9準備書面・6ページ, 第16準備書面・12及び13, 24ないし26ページ】

### 基準地震動は十分に安全面に配慮して策定される

- 基準地震動は, 最新の科学的・技術的知見を踏まえ, 敷地及び敷地周辺の地質・地質構造, 地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものが策定される。【設置許可基準規則の解釈別記2の5】
- 地震の発生様式, 地震波の伝播経路等に応じた諸特性(地域的特性を含む。)が考慮される。【設置許可基準規則の解釈別記2の5二④, 地震動審査ガイドI. 3. 1(1)】
- 地震動の評価過程に伴う不確かさ及びその組合せについては, 適切な手法を用いて考慮される。【設置許可基準規則の解釈別記2の5二⑤, 地震動審査ガイドI. 3. 3. 3】
- 基準地震動策定の前提となる, 周辺地域の地質・地質構造等に関する詳細に行われる各種地質調査について, 調査手法の適用条件及び精度等を配慮することによって, 調査結果の信頼性と精度が確保される。【設置許可基準規則の解釈別記2の5四】
- 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に加えて「震源を特定せず策定する地震動」を相補的に考慮することによって, 敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動として策定される。【地震動審査ガイドI. 2. (4)】
- 策定された基準地震動の応答スペクトル(※1)と地震ハザード解析結果(※2)を比較し, 地震動の超過確率が適切に参照していることが確認される。【地震動審査ガイドI. 6. 2. 6】

※1 第16準備書面・16ページ参照

※2 ある任意の地点において将来の一定期間中に襲来するであろう任意の地震動の強さと, その強さを超過する頻度又は確率との関係をいう。

## 地震に関する規制基準の合理性についての当事者の主張

【第16準備書面・29ないし37ページ】

原告らの主張	被告国の反論
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地震に関する規制基準が不合理である。</li> <li>➢ 例えば、基準地震動策定に関して、地震動審査ガイド等では多くの点で「適切に」評価することを確認するなどとされているにすぎず、何が適切かをどう判断するかについて具体的な審査の基準は全く示されていないのは不合理であると主張。【原告ら準備書面(10)・18及び19ページ】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基準地震動は、それぞれ何段階もの過程を経て策定され、その過程において検討されるべき項目は、多岐にわたり、その際には、高度に専門技術的な検討を要する。このように多岐にわたり、しかも高度に専門技術的な検討を要する項目について審査するに当たって、その細部について、基準を設けてしまえば、<u>かえって杓子定規的で不合理な判断を招きかねない</u>。むしろ、専門技術的裁量に基づき、個別に臨機応変に確認することが合理的である。【第16準備書面・29ないし31ページ】</li> <li>➢ 原告らが地震に関する規制について不合理であるなどと述べるのは、総じて、地震動審査ガイドの内容を正しく理解せず、抽象的な危険を述べたり、主張が何を意味するのか不明だったり、いかなる不合理な点があるかが全く明らかでなかったりするもので、いずれも理由がない。【第16準備書面・29ないし37ページ】</li> </ul>

## 津波に関する規制基準の合理性(設置許可基準規則5条・40条)

【第17準備書面・7ページ、14及び15ページ】

### 基準津波は十分に安全面に配慮して策定される

- 基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものが策定される。【設置許可基準規則の解釈別記3の1、津波審査ガイドI. 2.】
- 基準津波は、地震のほか、地すべり等の地震以外の発生要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値計算を実施し、策定される。【設置許可基準規則の解釈別記3の1、津波審査ガイドI. 3. 1】
- 策定した基準津波は、信頼性のある歴史記録等による確認、行政機関による既往評価との比較を行うことによりその妥当性が確認され、また、確率論的津波ハザード(※1)評価を行い超過確率が参照される。【設置許可基準規則の解釈別記3の2五及び九、津波審査ガイドI. 3. 6. 1、3. 6. 2及び4. 1】
- ※1 任意の地点において、任意の津波高さとそれを超過する頻度又は確率との関係を示したものをいう。
- 数値計算に用いたモデル及び計算手法は、既往津波の痕跡高の再現性の確認により、その妥当性が確認される。【津波審査ガイドI. 3. 4. 2(1)】
- 基準津波の断層モデルに係る不確定性を合理的な範囲で考慮したパラメータスタディ(※2)を行う等、敷地に最も影響を与える水位が求められる。【津波審査ガイドI. 3. 5. 1(2)】
- ※2 想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施することをいう。

## 津波に関する規制基準の合理性についての当事者の主張

【第17準備書面・17及び18ページ】

原告らの主張	被告国の反論
<p>➤ 津波審査ガイドにおいて、津波波源の設定に際して検討すべき過去の津波の事例のうち、日本海側の津波の事例としては、日本海中部地震などが挙げられているにとどまり、日本海においては今後発生が予想されている地震について十分な検証ができていないという指摘もあるとして、津波審査ガイドをそのまま使用することは、最大限安全側に考えるという基本を無視することになりかねないと主張。【原告ら準備書面・19及び20ページ】</p>	<p>➤ そもそも、東海第二発電所は、日本海側ではなく太平洋側にあり、日本海側の津波の事例の検討が不十分であることが、東海第二発電所の津波に対する安全性とどのような関係にあるのかが定かではない。【第17準備書面・17ページ】</p> <p>➤ また、この点においても、原告らが指摘する日本海中部地震津波等は、飽くまで過去の津波発生「事例」を例示したものにすぎない。これだけを考慮すれば良いとするものではない。【第17準備書面・18ページ】</p> <p>➤ 津波審査ガイド I . 3. 3. 1(5)では、「地震や津波の発生域と規模は、過去の事例によるだけではそれを超えるものが発生する可能性を否定したことにはならないこと。」と規定し、過去の事例を考慮するだけでは足りず、様々な留意点を十分に考慮しなければならない。【第17準備書面・18ページ】</p> <p>➤ 原告らの主張は、津波審査ガイドを正しく理解したものとは考えられず、理由がない。【第17準備書面・18ページ】</p>